



トピックス	TOP	MPD
S・A	19~23	19~23
論文	7・8	—

令状によらない捜索・差押え



検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第199条の規定により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、左の処分をすることができる。第210条の規定により被疑者を逮捕する場合において必要があるときも、同様である(刑訴法220条1項)。

- 一 人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の捜索をすること。
 - 二 逮捕の現場で差押、捜索又は検証をすること。
- 第1項の処分をするには、令状は、これを必要としない(同条3項)。

総論

① 概要

捜査機関(検察官、検察事務官又は司法警察職員)は、**被疑者を逮捕する場合**において必要があるときは、**人の住居に入り**被疑者を捜索し、又は、**逮捕の現場で目的物の捜索・差押え**若しくは**検証**をすることができる(刑訴法220条1項)。この手続は、憲法35条の令状主義の例外であり、令状は必要とされていない(刑訴法220条3項)。

② 令状によらない捜索・差押えが認められる理由

逮捕場所には**被疑事実と関連する物が存在する蓋然性**が極めて高く、適法な逮捕に随伴するものである限り、捜索差押許可状発付の要件をほとんど充足するばかりでなく、逮捕者らの身体の安全を図り、**証拠の散逸や破壊を防ぐ急速の必要性**があるためである。

③ 処分権者

処分権者は、**逮捕行為に着手した捜査機関**に限られている。

私人が逮捕行為に着手しても、令状によらない捜索・差押えはできません。



④ 「逮捕する場合」の意義

「逮捕する場合」とは、単なる時点よりも幅のある**逮捕をする際**をいう。**時間的接着性**を必要とするが、**逮捕着手時の前後関係**は問わないと解されている(最判昭36.6.7)。

⑤ 「必要があるとき」の意義

令状によらない捜索・差押えは「必要があるとき」に認められる。必要性の有無の判断は、捜査機関の裁量に委ねられるが、その**必要性**が認められることを要する(札幌高判昭58.12.26)。

令状による捜索・差押えとの違い

	令状によらない場合	令状による場合
被疑者を捜索する場合の立会い	人の住居等の場合で、急速を要するときは 要しない	要する
夜間執行	制限がない	令状に記載が必要(裁判所の許可が必要)
上記以外の手続	刑訴法222条1項により裁判所の押収・捜索に関する規定が準用されている。	



逮捕する場合における人の捜索

① 概要

捜査機関は、**被疑者を逮捕する場合**において必要があるときは、令状なくして人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者を捜索することができる(刑訴法220条1項1号)。

これは、逮捕のため、被疑者の捜索を行う合理的な必要性があるからである。ただ、**被疑者以外の者の住居等**を捜索する場合は、捜索を受ける者の利益を不当に侵害することのないよう、被疑者が現にその住居等に存在することを認めるに足る状況を要する(刑訴法102条2項参照)。

② 立会いの要否

人の住居等で被疑者を捜索する場合、原則として、住居主等の立会いは必要であるが、**急速を要するときは、住居主等の立会いは必要ない**(刑訴法222条2項)。**公務所**における捜索については、原則どおり立会いが必要となる。



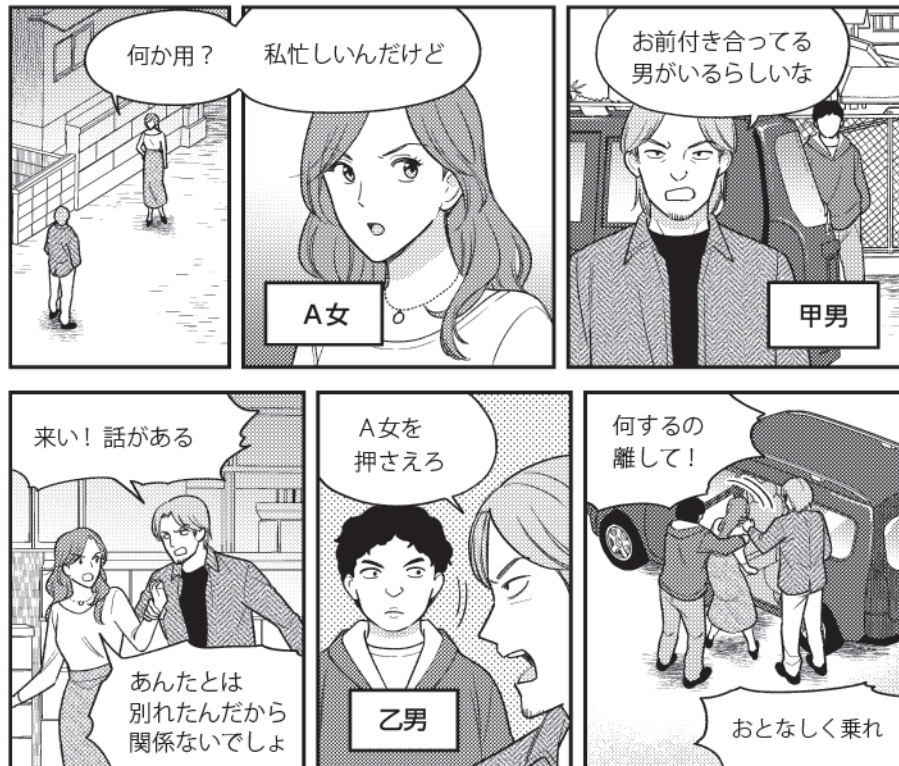
マンガでTRY 法学論文 刑法

TOPの論文 4、TOP・MPDの論文 3 とリンク！



逮捕監禁致傷罪の成否

甲男は、A女との復縁を目的に、乙男を従えて車でA女宅に向かい、A女を呼び出し、甲男宅へ連れて行こうとしたが、A女が拒否したため、乙男と共に抵抗するA女を強引に車の中に押し込み、甲男宅へ向かった。甲男宅に到着後、甲男は自宅でA女に復縁を迫ったが断られたため、果物ナイフを向けて「お前も、家族もどうなっても知らないぞ」と脅し続けた。A女は、「殺されるかもしれない」との恐怖心から、約30分後、甲男らの隙を見て窓ガラスを叩き割り、屋外に飛び出したところで転倒し、割れたガラスで全治10日の怪我を負った。



問 この場合における甲男と乙男の刑責について述べなさい。



解答・解説は次ページで ➡